

岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金について

【名 称】 岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金

【目 的】 魅力あるコンテンツ造成の取り組みを支援することにより、多様なニーズに対応した持続可能な観光地づくりを図る。

【対象事業】 新たな観光コンテンツの造成（山陰海岸ジオパークエリアにおいて初導入で岩美町内で実施する事業に限る）※既存の観光コンテンツの磨き上げは対象外。

【事業主体】 町内に本店、支店又は営業所を有する民間事業者
（複数による民間事業者又は団体による実施を含む）

【補助対象経費】

観光メニューの造成に必要な次に掲げる経費

- （１）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）
- （２）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）
- （３）需用費（消耗印刷費、印刷製本費等）
- （４）役務費（通信運搬費、広告料、保険料、臨時的に雇い入れたアルバイト者のアルバイト代等）
- （５）モニターツアー費（貸切バス等料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）
- （６）委託料
- （７）使用料及び賃借料

【補助金の額】 国・県等による特定財源を除く、事業費の１／２

【限度額】 １，０００千円

【担 当】 岩美町商工観光課 観光係 池内
TEL ０８５７-７３-１４１６